

平成 18 年 5 月 2 日

各 位

会 社 名 : 株 式 会 社 エ イ ジ ア  
(コード番号: 2352 東証マザーズ)  
本 社 所 在 地 : 東 京 都 品 川 区 東 品 川 三 丁 目 27 番 25 号  
代 表 者 : 代 表 取 締 役 江 藤 晃  
問 合 せ 先 : 取 締 役 財 務 部 長 須 藤 昌 人  
TEL ( 03 ) 5461 -0848 ( 代 表 )

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月2日開催の取締役会において、「会社法」(平成17年法律第86号)及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、下記のとおり「定款一部変更の件」につき、平成18年6月23日開催予定の第11回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 「会社法」(平成17年法律第86号)及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、新たに定款に規定が必要となる事項について、条文の新設並びに該当する用語及び引用条文の変更を行うものであります。
- (2) 「会社法」(平成17年法律第86号)及び「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)において、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供、取締役会における書面決議、社外監査役の責任限定契約等が認められたことに伴い、必要な規定の新設を行うものであります。
- (3) 内部統制強化のため、監査役会を設置するものであります。
- (4) 当社の事業の目的として、IMS<sup>1</sup>戦略に必要な「広告代理店業」を新たに加え、現行定款の6号から9号を削除するものであります。また子会社設立に伴い、子会社の事業内容を当社の事業の目的に加えるものであります。
- (5) 取締役および監査役が、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役および監査役の責任免除の規定を新設するものであります。また社外取締役として広く人材の登用を可能にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、社外取締役との間に責任限定契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。
- (6) 機動的な資金調達等を可能とするため、定款に定める会社の発行可能株式総数を、発行済株式総数の4倍に拡幅させるものであります。

(7) その他、字句の統一及び上記変更に伴う条数の整備等を行うものであります。

1 IMS (Internet Marketing Solution、アイエムエス)

当社が自社開発した e-CRM ソフト「WEB CAS」をコアに、効率的な各種マーケティングサービスをワンストップで提供するビジネスモデル。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(変更箇所は下線部で表示)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、株式会社エイジアと称し、英文では、AZIA CO., LTD. と表示する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. コンピュータのソフトウェアの企画開発、設計制作、保守管理、販売、賃貸および輸出入事業</li> <li>2. コンピュータのハードウェアの企画開発、設計、保守管理、販売、賃貸および輸出入事業</li> <li>3. デジタルコンテンツ(コンピュータで制作可能な画像、動画、音声、楽曲等のデータ)の企画開発、設計制作、販売、賃貸および輸出入事業</li> <li>4. 通信ネットワークを利用した情報提供および通信提供サービス</li> <li>5. 前各号に関連する技術のコンサルティング、調査、研究事業</li> </ol>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. コンピュータのソフトウェアの企画開発、設計制作、保守管理、販売、賃貸および輸出入事業</li> <li>2. コンピュータのハードウェアの企画開発、設計、保守管理、販売、賃貸および輸出入事業</li> <li>3. デジタルコンテンツ(コンピュータで制作可能な画像、動画、音声、楽曲等のデータ)の企画開発、設計制作、販売、賃貸および輸出入事業</li> <li>4. 通信ネットワークを利用した情報提供および通信提供サービス</li> <li>5. 前各号に関連する技術のコンサルティング、調査、研究事業</li> </ol>

現行定款	変更案
<p><u>6. 映像の製作および販売</u></p> <p><u>7. 音楽の製作および販売</u></p> <p><u>8. レコーディングスタジオおよび映像スタジオの運営</u></p> <p><u>9. ビデオ、コンパクトディスク等の製造および販売</u></p> <p style="text-align: center;">&lt; 新設 &gt;</p>	<p style="text-align: center;">&lt; 削除 &gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt; 削除 &gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt; 削除 &gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt; 削除 &gt;</p> <p style="text-align: center;"><u>6. メールマーケティング事業</u></p> <p style="text-align: center;"><u>7. テレマーケティング事業</u></p> <p style="text-align: center;"><u>8. WEBマーケティング事業</u></p> <p style="text-align: center;"><u>9. コンピュータソフトウェアの販売代理及びその仲介事業</u></p> <p style="text-align: center;"><u>10. 人材派遣事業</u></p> <p style="text-align: center;"><u>11. 人材育成のための研修サービス事業</u></p> <p style="text-align: center;"><u>12. 広告代理店業</u></p> <p style="text-align: center;"><u>13. 前各号に付帯または関連する一切の事業</u></p>
<p><u>10. 前各号に付帯又は関連する一切の事業</u></p> <p style="text-align: center;">&lt; 新設 &gt;</p>	<p>(機関)</p> <p><u>第3条</u> 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) <u>取締役会</u></p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p>

現行定款	変更案
<p>(本店の所在地)  <u>第3条</u> 当社は、本店を東京都品川区に置く。</p> <p>(公告の方法)  <u>第4条</u> 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第2章 株式及び端株</b></p> <p>(発行する株式の総数)  <u>第5条</u> 当社の発行する株式の総数は、<u>36,972株</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p>(自己株式の取得)  <u>第6条</u> 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</u></p> <p>(基準日)  <u>第7条</u> 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、<u>その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u></p> <p>2 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p>	<p>(本店の所在地)  <u>第4条</u>            &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(公告方法)  <u>第5条</u> 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する<u>方法により行う。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第2章 株式</b></p> <p>(発行可能株式総数)  <u>第6条</u> 当社の発行可能株式総数は、<u>46,260株</u>とする。</p> <p>(株券の発行)  <u>第7条</u> <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(自己株式の取得)  <u>第8条</u> 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</u></p> <p>(基準日)  <u>第9条</u> 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載または記録された議決権を有する株主(<u>実質株主を含む。以下同じ。)</u>をもって、<u>その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p> <p>2 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第8条 当社は、<u>株式及び端株につき名義書換代理人</u>を置く。</p> <p>2 <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所</u>は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</p> <p>3 当社の<u>株主名簿及び端株原簿並びに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券の交付、株券喪失登録、端株の買取請求の取扱等、株式及び端株に関する事務</u>については、これを<u>名義書換代理人に取扱わせ</u>、当社においては<u>取り扱わない</u>。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 当社の<u>株券の種類並びに株式の名義書換、株券の交付、端株原簿及び株券喪失登録簿への記載、端株の買取、その他株式及び端株に関する取扱い及び手数料</u>については、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第10条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>2 <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所</u>は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</p> <p>3 当社の<u>株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務</u>は、これを<u>株主名簿管理人に委託し</u>、当社においては<u>取扱わない</u>。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当社の株式および新株予約権に関する取扱い手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第12条  <div style="text-align: center;">&lt;現行どおり&gt;</div></p>

現行定款	変更案
<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第 11 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p style="text-align: center;">&lt; 新設 &gt;</p>	<p>(招集権者および議長)</p> <p>第 13 条 &lt; 現行どおり &gt;</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第 14 条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>
<p>(決議の方法)</p> <p>第 12 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。</p> <p>2 <u>商法第 343 条に定める特別決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上で行う。</u></p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第 15 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 <u>会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第 13 条</u> 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p><u>第 14 条</u> 株主総会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 4 章 取締役及び取締役会</b></p> <p>(員数)</p> <p><u>第 15 条</u> 当会社の取締役は、3 名以上とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p><u>第 16 条</u> 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期)</p> <p><u>第 17 条</u> 取締役の任期は、<u>就任後 2 年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第 16 条</u> 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 <u>1 名</u>を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p><u>第 17 条</u> 株主総会における議事の経過の要領 <u>およびその結果ならびにその他法令に定める事項</u>については、これを議事録に記載または記録する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 4 章 取締役および取締役会</b></p> <p>(員数)</p> <p><u>第 18 条</u> 当会社の取締役は、<u>7 名以内</u>とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p><u>第 19 条</u> 取締役は、<u>株主総会の決議</u>によって選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3 &lt; 現行どおり &gt;</p> <p>(任期)</p> <p><u>第 20 条</u> 取締役の任期は、<u>選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p>

現行定款	変更案
<p>2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第18条 代表取締役は、取締役会の決議により選任する。</p> <p>2 取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>
<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第19条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 &lt; 現行どおり &gt;</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第20条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第21条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</p>	<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第24条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p>



現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">&lt; 新設 &gt;</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p><u>第 22 条</u> 取締役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p> <p>(取締役会規則)</p> <p><u>第 23 条</u> 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p> <p>(報酬及び退職慰労金)</p> <p><u>第 24 条</u> 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</p> <p style="text-align: center;">&lt; 新設 &gt;</p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p><u>第 25 条</u> 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p><u>第 26 条</u> 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(取締役会規則)</p> <p><u>第 27 条</u> 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p> <p>(報酬等)</p> <p><u>第 28 条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務の執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第 29 条</u> 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="427 241 533 275" style="text-align: center;">&lt; 新設 &gt;</p> <p data-bbox="368 705 592 739" style="text-align: center;">第 5 章 監査役</p> <p data-bbox="193 801 293 835">(員数)</p> <p data-bbox="188 846 775 925">第 25 条 当社の監査役は、1 名以上とする。</p> <p data-bbox="193 987 347 1021">(選任方法)</p> <p data-bbox="188 1032 775 1301">第 26 条 監査役は、株主総会において選任する。 2 監査役の選任決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p data-bbox="193 1408 293 1442">(任期)</p> <p data-bbox="188 1453 775 1767">第 27 条 監査役の任期は、就任後 4 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p data-bbox="427 1917 533 1951" style="text-align: center;">&lt; 新設 &gt;</p>	<p data-bbox="1050 197 1141 230" style="text-align: center;">変更案</p> <p data-bbox="858 241 1390 555">2 <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第 427 条第 1 項の最低責任限度額とする。</u></p> <p data-bbox="871 705 1321 739" style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p data-bbox="812 801 912 835">(員数)</p> <p data-bbox="807 846 1390 880">第 30 条 当社の監査役は、<u>4 名以内</u>とする。</p> <p data-bbox="812 987 967 1021">(選任方法)</p> <p data-bbox="807 1032 1390 1301">第 31 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p data-bbox="812 1408 912 1442">(任期)</p> <p data-bbox="807 1453 1390 1812">第 32 条 監査役の任期は、<u>選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。 2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p data-bbox="807 1874 967 1908">(常勤監査役)</p> <p data-bbox="807 1919 1390 1998">第 33 条 <u>常勤の監査役は、監査役会の決議によって選定する。</u></p>

現行定款	変更案
<p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p>	<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p>第 34 条 <u>監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査役的全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査役会の決議方法)</u></p> <p>第 35 条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(監査役会の議事録)</u></p> <p>第 36 条 <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p><u>(監査役会規則)</u></p> <p>第 37 条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>
<p><u>(報酬及び退職慰労金)</u></p> <p>第 28 条 <u>監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</u></p>	<p><u>(報酬等)</u></p> <p>第 38 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第 39 条 <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="427 250 533 282">&lt;新設&gt;</p> <p data-bbox="384 667 579 703">第 6 章 計算</p> <p data-bbox="196 770 491 801">( 営業年度及び決算期 )</p> <p data-bbox="188 815 775 945">第 29 条 当社の営業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とし、毎年 3 月 31 日を決算期とする。</p> <p data-bbox="196 1008 376 1039">( 利益配当金 )</p> <p data-bbox="188 1052 775 1281">第 30 条 利益配当金は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び同日の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に支払う。</p> <p data-bbox="196 1384 352 1415">( 中間配当 )</p> <p data-bbox="188 1429 775 1693">第 31 条 当社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び同日の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対し、中間配当を行うことができる。</p>	<p data-bbox="1050 197 1139 228">変更案</p> <p data-bbox="863 250 1394 560">2 <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第 427 条第 1 項の最低責任限度額とする。</u></p> <p data-bbox="995 667 1190 703">第 6 章 計算</p> <p data-bbox="809 770 963 801">( 事業年度 )</p> <p data-bbox="801 815 1394 891">第 40 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。</p> <p data-bbox="809 999 1021 1030">( 剰余金の配当 )</p> <p data-bbox="801 1043 1394 1321">第 41 条 当社は、株主総会の決議によって、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。</p> <p data-bbox="809 1379 963 1411">( 中間配当 )</p> <p data-bbox="801 1424 1394 1733">第 42 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 32 条 <u>利益配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</u></p>	<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 43 条 <u>期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</u></p>